

天竜材の家 ^{スマイル} 百年住居る事業

《 ご案内 》

※ 令和8年度から、内容を一部変更しましたのでご注意ください。

【 変更点 】

- ・ 申請書類の受付を上棟月の2ヶ月前から上棟日の2週間前に変更
- ・ 対象木材を FSC 認証材の主要構造材より構造材に変更
- ・ 申請様式の変更
- ・ 申請時の添付書類に COC 認証番号を証明する書類を追加

など

浜松市

一般社団法人浜松地域材利用促進協議会

(浜松地区木材協同組合連合会 浜松地区建築業組合連合会 浜松地域森林組合協議会)

1 事業目的

本事業は、浜松市の FSC 認証林から生産され、FSC-COC 認証取得事業者により製材・加工された天竜材（以下「FSC 認証材」という。）の地産地消を推進し、地域の森林資源の循環利用を実現することを目的としています。

2 補助金額

FSC 認証材を一定量使用して住宅を建築される建築主に、その FSC 認証材の購入費用の一部を助成します。

基本助成	構造材及び内装材と合わせた FSC 認証材使用量 1 m ³ あたり 2 万円	<u>上限 40 万円</u>	合計最大
加算助成	COC 認証取得工務店が建築した場合	<u>+ 10 万円</u>	50 万円

※千円未満端数は切り捨て

3 申込条件

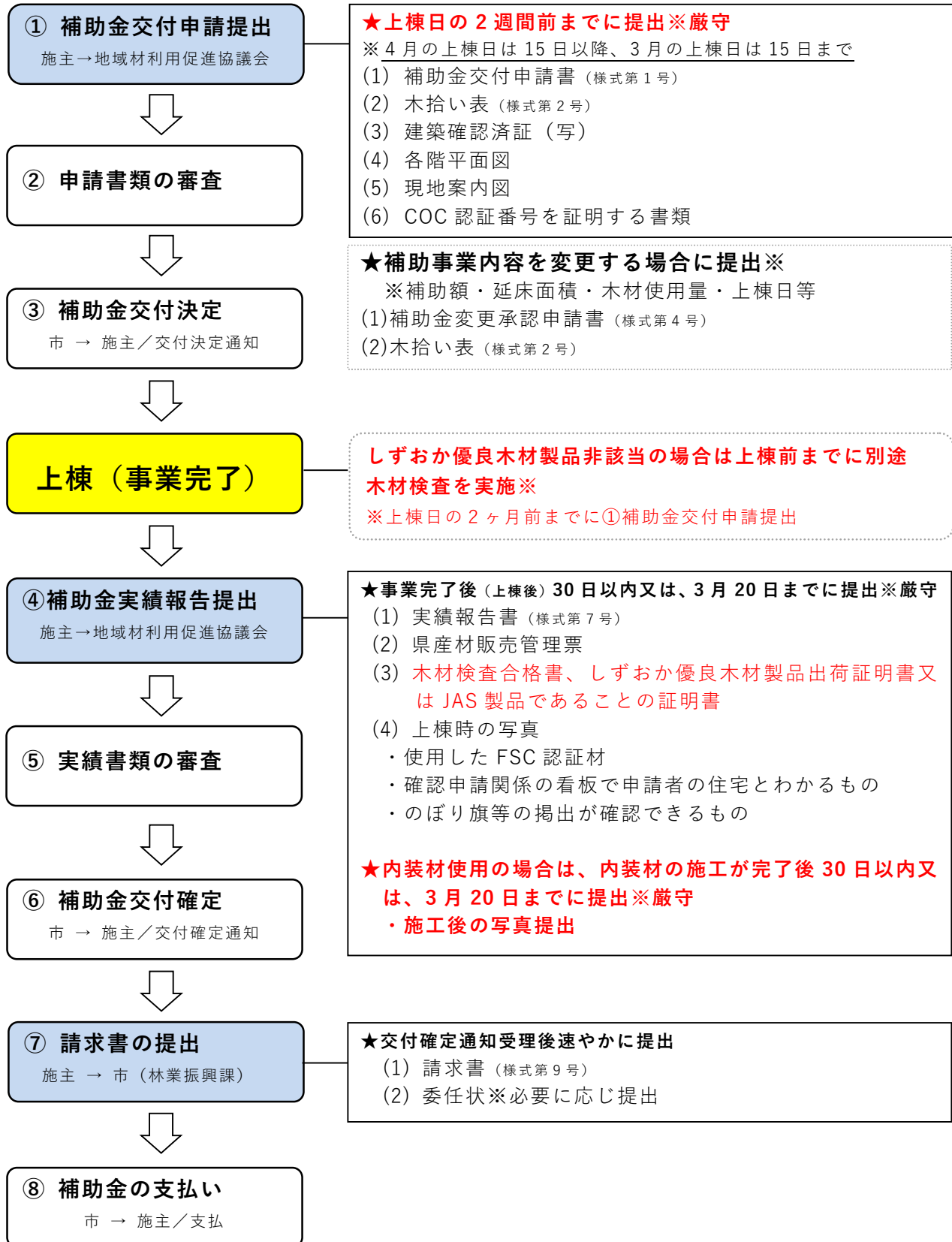
以下のすべての条件を満たしている場合、助成の対象となります。

- ① 浜松市内に新築・増築する自ら居住するための住宅であること（建売、リフォームは対象外）。
 - ② 居住面積が 66 m²以上あること。（増築の場合は、増築部分の居住面積）
 - ③ 構造材のうち 80%以上に FSC 認証材を使用し、内装材（床・天井・内壁材）と合わせ 5 m³以上使用。
- ※FSC 認証材を使用した構造材使用量の実数(m³)÷構造材の総使用量(m³)≥0.8
※FSC 認証材は市内又は浜松市内木材協同組合に加盟する FSC 認証認定事業者により製材・加工されたものを使用すること。
- ④ 使用する FSC 認証材は、浜松市の定める「天竜材の家百年住居の事業」品質規格基準を有していること
「しずおか優良木材製品出荷証明書」又は「JAS 製品であることの証明書」の提出により、現地検査を省略する。
 - ⑤ 施工業者は、浜松地域材利用促進協議会の正会員または登録会員であること。
 - ⑥ 建築主は、建築現場を P R 等の場として提供すること。
 - ⑦ 建築主は、市税を完納していること。

4 受付

- ① 申請受付は上棟日の 2 週間前までに提出※厳守
ただし、木材検査を行う場合は、上棟日の 2 ヶ月前までに申請すること。
COC 認証取得工務店が建築した場合の追加助成についても、同様とする。
- ② 4 月の上棟日は 15 日以降とする。3 月の上棟日は 15 日までとする。
- ③ 予算がなくなり次第補助金の受付を終了する。
COC 認証取得工務店が建築した場合の追加助成についても、同様とする。

5 必要書類と提出の流れ



6 県支援制度について

本制度は、県制度との併用が可能です。

県制度の詳しい応募条件等については、以下までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

- しずおか優良木材認証審査会（静岡県森林組合連合会） TEL 054-253-0195
- 静岡県経済産業部林業振興課 TEL 054-221-2612

浜松地域材利用促進協議会からのお知らせ

1 請負業者の皆様へ

本協議会「浜松地域材利用促進協議会」は、浜松市の「天竜材の家百年住居る事業」の受託者として、浜松市内の FSC 認証材の需要拡大を目指した活動をしていきます。

この活動を推進するため、浜松市内の建築業組合又は木材協同組合へ未加入のみなさまにつきましては、登録会員として以下のご協力をお願いします。

(1) 登録会員の登録基準

対象：正会員以外の建築業関係の個人又は法人で以下の条件を満たしていること。

- ・ 浜松市内又は磐田市、森町、袋井市、湖西市に本店・支店・営業所を有すること。
- ・ 決められた登録料（年会費）を支払っていること。
- ・ 誓約書を提出すること。

(2) 登録会員の登録料

区分	条 件	登録料（年間）
継 続	前年度登録されている業者	10,000 円
新 規	年間 101 棟以上、住宅建築を請負う個人及び法人	100,000 円
	年間 11～100 棟、住宅建築を請負う個人及び法人	50,000 円
	年間 10 棟以下、住宅建築を請負う個人及び法人	20,000 円

※構成3団体の組合に加入していただければ正会員となることが出来ます。組合へ直接ご加入ください。

(3) 初めて登録された請負業者の方には誓約書を提出していただきます。

(4) 木材検査が必要な場合の費用（検査・申請事務費含む）

【対象】 「天竜材の家百年住居る事業」を利用した請負業者

【金額】 1 棟につき 30,000 円

2 フォレスト割引（金利優遇制度）について

本協議会では、市内7行の金融機関と連携し、FSC認証材を一定量使用した木造住宅を建築された方の住宅ローンの金利を優遇する制度（フォレスト割引）を実施しています。

【提携金融機関】 静岡銀行

遠州信用金庫 浜松いわた信用金庫 静岡県労働金庫

とぴあ浜松農業協同組合 遠州中央農業協同組合 三ヶ日町農業協同組合

【優遇条件】 「天竜材の家 百年住居る事業」の申込条件と同等

【優遇内容】 住宅ローンの金利を優遇（金融機関ごとに異なる）

【条件】 本協議会発行の「浜松市天竜材の家百年住居る事業利用住宅証明書」の提出

3 フラット35（最長35年の全期間固定金利住宅ローン）について

本協議会では、本事業を活用しFSC認証材を一定量使用した木造住宅を建築された方へ最長35年の全期間固定金利住宅ローン「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を交付しております。詳しくは、浜松地域材利用促進協議会（電話）053-423-3010までお問合せください。

4 「浜松市天竜材の家百年住居る事業利用住宅証明書」の発行について

申請をいただければ、当該木材が本制度の対象となる高品質なFSC認証材を使用していることを、「浜松市天竜材の家百年住居る事業利用住宅証明書」を発行して証明いたします。
〔「証明書」発行には、手数料（検査料）30,000円が必要となります。〕

【お問い合わせ先】

一般社団法人浜松地域材利用促進協議会事務局

〒435-0011

浜松市中央区国吉町131（天龍木材協同組合事務局内）

TEL 053-423-3010

FAX 053-423-3012